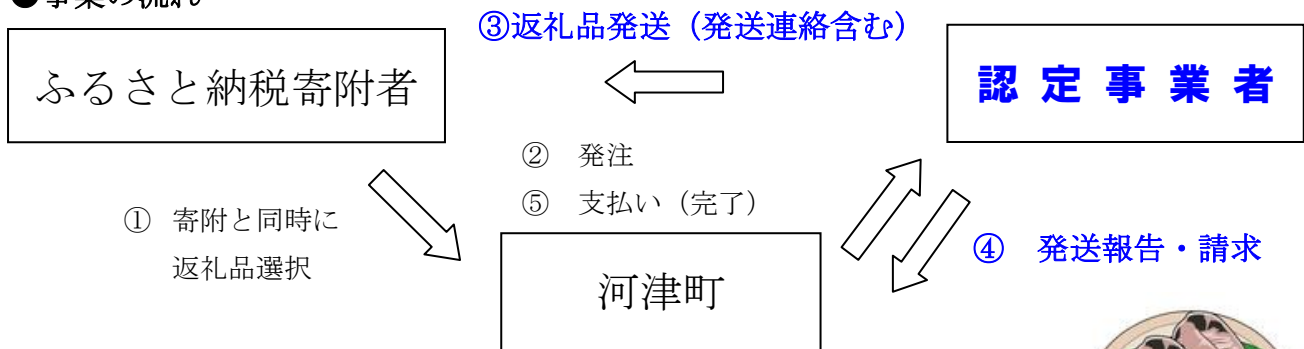


平成29年度「ふるさと納税返礼品認定事業者」募集

「ふるさと納税制度」を活用し、地域産業の活性化と町の魅力発信に、寄附者への返礼品を提供していただく「河津町ふるさと納税返礼品認定事業者」を募集します。

●事業の流れ



●提供していただく返礼品

(1) 内容 河津町の魅力を発信できる特産品等

- ・町内で栽培、製造、加工、販売されている商品や農林水産物
- ・品質および数量の面において、安定供給が見込めること。ただし、生産等の期間や数量が限定される商品等については、申請書に明記することを条件とする。
- ・町内施設で提供されるサービス、その他ユニークなアイデア（〇〇体験・教室など）
- ・サービスを体験するチケット等については、申請書およびチケット等に有効期限を明記することを条件とする。（発券から1年間有効など）

(2) お礼の品の価格区分

寄附金額区分	返礼品の価格（目安）	町負担額
1万円以上2万円未満	4,000円相当（税/送料込）	4,000円
2万円以上3万円未満	8,000円相当（税/送料込）	8,000円
3万円以上5万円未満	12,000円相当（税/送料込）	12,000円
5万円以上10万円未満	20,000円相当（税/送料込）	20,000円
10万円以上30万円未満	40,000円相当（税/送料込）	40,000円
30万円以上50万円未満	120,000円相当（税/送料込）	120,000円
50万円以上100万円未満	200,000円相当（税/送料込）	200,000円
100万円以上	400,000円相当（税/送料込）	400,000円

※町負担額を超える分は自己負担となりますので、予めご理解願います。

※返礼品については、寄附者と発送（受取）日の連絡を取り、確実な送付を行ってください。

※返礼品の発送後、前月分の実績を月初めに取りまとめ、請求書とともに町へ請求してください。

●提供期間 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで（1年間）

※平成28年度の実績・・・平成29年1月末時点で32件の事業者から全163品の返礼品のご提供をいただき、約1200件の寄附者さまからお申し込みをいただいています。

●申込方法

「河津町ふるさと納税返礼品認定申請書」に必要事項を記入し、必要書類を添付の上、河津町まちづくり推進課へ持参または郵送してください。

※提供商品ごとに申込書の提出が必要です。申込用紙は役場まちづくり推進課、町商工会、町観光協会に取りにきていただくか、町ホームページからダウンロードしてください。

●申込書類 ①河津町ふるさと納税返礼品認定申請書

②返礼品の画像データ（メール提出可）

※事業者の概要がわかる書類があれば併せて提出をお願いします。

●申込期間 **平成29年3月10日(金)必着**

（申込期間以降も随時受け付けます。ただし、その場合はPRパンフレット等への掲載が遅れる可能性がありますので、ご了承願います。）

●認定事業者の決定方法

書類審査等により認定事業者を決定し、結果は追って申込者にご連絡します。

●認定の要件 河津町内に事業所がある法人等または団体・個人で、町税等の滞納がないこと

●個人情報の保護

認定事業者は、この事業による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、「個人情報取扱業務特記事項」を遵守しなければなりません。また、寄附者の個人情報は、返礼品の送付以外の目的に使用することは出来ません。ただし、後日寄附者と直接取引することにより入手した個人情報は、「個人情報取扱業務特記事項」の対象外です。

●申込み・問合せ先

〒413-0595 河津町田中212-2 河津町まちづくり推進課

電話：34-1924 FAX:34-0099 電子メール：machizukuri@town.kawazu.shizuoka.jp

返礼品認定事業者のメリット 自社商品の販売促進・PR ができる！

ホームページやふるさと納税 PR パンフレット等を通じて、企業名、商品名等を全国的に PR できます。また、返礼品の発送時に自社商品等のパンフレットを同封していただくことで自社商品の販売促進につながります。

※ふるさと納税制度とは・・・『ふるさとに貢献したい!』、『地方を応援したい!』という寄附者の思いを、居住地以外の地方公共団体へ『寄附』というかたちでお寄せいただく制度です。地方公共団体に寄附をしていただくと、寄附金の2千円を超える部分で一定の限度額までが居住している市区町村の個人住民税や所得税から控除されます。

※返礼品のほかに、町からふるさと納税寄附者に河津バガテル公園及び踊り子温泉会館の優待券（各1名様分）を配布しています。